

2020年10月20日

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正 にむけての要望

京都生活協同組合
理事長 畑 忠男

地球温暖化問題は、持続可能な社会の実現に向けた長期的な視点が重要であると同時に国民の日常生活に密接にかかわるものです。国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とSDGs（2030年に向けた目標）、またパリ協定の温室効果ガス削減目標設定もあり、持続可能な社会への動きをより確かなものにしていくことが、政府・自治体、さらには事業者にも求められています。

京都生活協同組合では、事業活動で排出されるCO2削減に向けて、「2030年度事業活動におけるCO2排出量の2013年度比40%削減」と目標設定し、実行計画の整備を進めています。世界的に関心の高まったプラスチック問題については、学習会を重ねるとともに、店舗でのレジ袋削減に取り組み「2025年店舗お買い物袋持参率100%」に向け環境負荷の軽減に努めています。その他、食品ロス削減やエシカル消費など、持続可能で安心してくらせる地域社会づくり、SDGsへの貢献を前進させる取り組みを今後も展開していきます。

今回、京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正骨子案は、京都府知事が「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言されたとおり、脱炭素社会の実現に向けた様々な適応策の強化に取り組んでいくためのものです。これは、京都生活協同組合の願いと同じ社会を目指すものであり、温室効果ガス排出量の削減に資する機器の導入を私たちも進めていく所存です。

つきましては、今回の京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正が、より広く社会に受け入れられて浸透し、持続可能な社会の実現へとつなげるために、下記を要望します。

記

1. 電気自動車等の普及促進に係る施策について、現在改正で検討されている駐車場における充電設備の整備等に加えて、電気自動車や天然ガス自動車の導入の際の支援制度など、幅広い層の事業者が参画可能となる仕組みづくりをご検討ください。
2. 特定建築物に導入すべき再エネ設備の基準等の改正について、新しい形での再生可能エネルギーの導入の際の支援制度など、普及へのハードルが下がることで、オール京都での先進的な取り組みの充実・深化が加速する仕組みづくりを要望します。

以上